

第3回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成29年7月28日（金）10：30～12：30

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

(構成員) 宮川座長、居城構成員、菅構成員、牧野構成員

※ 中村審議協力者は欠席

(オブザーバー) 内閣府(経済社会総合研究所)、金融庁、総務省(統計局)、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局) 総務省(政策統括官室)

4 議 題

- (1) 生産物分類の策定に関する意見等について
- (2) 分類原案の作成方法について
- (3) その他

5 概 要

- (1) 生産物分類の策定に関する意見等について

事務局から、資料1-1に基づき、第1回及び第2回生産物分類策定研究会における主な御意見と現時点におけるその対処方針(案)について説明があった。また、資料1-2、資料1-3、資料1-4及び1-5に基づき、それぞれ内閣府、総務省統計局、経済産業省及び日本銀行から生産物分類の策定に関する意見等について説明があった。

議論を踏まえて、①生産物分類の目的は、産業連関表のSUT体系への移行のための基盤整備とし、基礎統計における報告可能性を考慮しつつ検討を進めること、②分類作成の基本的な原則として、用途の類似性による分類を指向すること、③当面2年間で作成するサービス分野の生産物分類は政策統括官決定とし、統計基準化の是非については財・サービスを含む生産物分類の全体像が明らかになった段階で検討するなどの方向性について確認した。その他の事項については、本日の意見等を踏まえて引き続き事務局において検討を行い、次回研究会に「生産物分類策定の基本的な考え方」の素案を提出するべく作業を進めることとなった。

本議題についての主な意見等は以下のとおり。

- 中上位分類の構成については、用途の類似性による需要側視点の分類体系と産業分類をベースとした供給側視点の分類体系の両方が構築されることが望ましい。
- 産業と生産物の関連について、一つの産業から複数の生産物を生産することもあれば、一つの生産物を複数の産業が生産することもあるため、分類の構成をマトリックス型で表章することも一案と考えられる。
- 国民経済計算(SNA)等において特殊な扱いをする部門として、特許等の知的財産についても「生産物分類策定の基本的な考え方」に明記して検討を行うべきである。

- 様々な統計調査を整備するためにも、現行の産業分類をベースとした分類体系（供給側視点の分類体系）を併せて公表してほしい。

(2) 分類原案の作成方法について

事務局から、資料2に基づき、分類原案の作成方法について説明があった。

本議題についての主な意見等は以下のとおり。

- 北米生産物分類システム（NAPCS）や欧州共同体活動別生産物分類（CPA）では、法務サービスは法律別に分類されているが、例えば、弁護士の顧問契約などでは、様々な法律に基づくサービスを提供していても、売上金額としては契約上パッケージ化された年間顧問料等の金額しか回答できず、調査票の記入に苦慮する場合があると考えられ、こういったものの扱いを検討する必要があると思われる。
- 法務サービスについて、前年度の調査研究では、法律別に把握できるかどうか聞いていないが、日本では法律別に分けることが可能なのかを調べてほしい。
→ もしNAPCSやCPAと違う結果が出た場合、欧米諸国とは異なり法律ごとに弁護士が分かれていないため、法律別に分けられないといった日本の特徴が分かるのではないか。
- NAPCS 及び CPA の双方に同じ生産物として掲載されているものやいずれか片方だけに記載されているものでもウェイトが大きいものについては、企業ヒアリング等を通じて、我が国においても分類可能か否か検証し、可能であれば分類原案に掲載すべきである。
- 専ら輸出されるものや国内向け・国外向けが特定可能な生産物についても分類する方向で検討すべきである。また、企業へ産出されるものについても、産業別に分類可能なものは区分すべきと考える。
- アメリカ経済センサスの調査結果における生産物の売上高等のシェアについて、仮にアメリカのシェアと日本のシェアが似ているとすれば、シェアの大きいものは残し、小さいものは統合する方法が考えられる。
- 例えば科学技術研究調査のように、比較的うまくデータが把握できている統計調査の分類は無理に変更させる必要はない。
→ 科学技術研究調査については、SNAにも利用しているが、科学技術統計の国際基準であるプラスカティ・マニュアルに基づいて実施されているものであり、御指摘のとおり分類を無理に変更するべきものではないと考える。むしろ、生産物分類の策定に当たってこのような国際基準も参考にしていきたい。

(3) その他

事務局から、平成29年度生産物分類の検討に係る調査研究の企業アンケート調査票の検討結果について説明があった。本議題についての主な意見等は以下のとおり。

- ファイナンスリースとオペレーティングリースは、リースを受けた側が経理上区分している可能性はあるが、リースを提供している側では把握できないのではないか。
→ ファイナンスリースとオペレーティングリースは契約内容によって区分されるものなので、売上高の把握という意味では、リースを提供している側は契約内容を把握しているものと考えられ、更に、リース会計基準に対応していればある程度把握できるのではないか

と考えている。

- アンケート調査は、誰が見ても解釈が同じである必要があり、アンケートにおける売上（収入）が、四半期か年間のどちらなのかを限定した方がよいと思われる。
→ 「年間の売上金額が回答できるか」という趣旨の文言を追加する。

以上